宮城県建設業国民健康保険組合

平成29年9月1日発行

宮建国保

宮建 国保だより

Vol.124

定義如来の五重塔

写真提供：宮城県観光課

目　次

本年10月から組合員の医療保険料が改定になります ……2
平成29年度第１回通常組合会を開催 ……3
平成28年度事業報告の概要 ……3・4
その生活習慣 STOP!!
　生活習慣を見直してメタボを解消しましょう ……5
平成28年度　特定健診受診率（速報値） ……6
高齢受給者証の交付手続きはお済みですか ……6
限度額適用認定証の交付手続きについて（様式21号） ……7
「新規加入届」及び「家族の取得届」の際に
　マイナンバーの提出にご協力をお願いします。……8
交通事故などの第三者行為の被害に遭ったとき ……9
適用除外承認を受けて加入した宮建国保（建設国保）は
　「適切な保険」であり、改めて協会けんぽに入る必要はありません……10
TOPICS ……11
支部からのお便り～石巻北支部～……12

宮建国保モバイルサイト
QRコード

http://www.miyaken-kokuho.com/mobile/

宮建国保の被保険者数

8月1日現在

組合員	6,976人
家　族	9,146人
計	16,122人

本年10月から組合員の医療保険料が改定になります

－７月25日開催の第１回通常組合会で決まりました－

平成29年３月に決定された平成28年度国庫補助金が大幅に減額され、この減額が平成29年度以降も続くことになり、財政への影響を精査して、理事会及び支部長等会議を重ね対応を協議し組合会で審議した結果、平成29年10月から医療保険料を下記のとおり大幅に改定することになりました。

国庫補助金減額の要因は、平成26年度に実施された所得調査の結果、被保険者の平均課税標準額が約25万５千円増額したことによるものですが、減額された補助金は、国において調整し算出されるもので、あらかじめ交付額を知り得ることはできない仕組みとなっています。

これまでの保険料改定は、組合員が減少するという声に配慮し、支出に見合う充分な必要額を確保して来なかったため、不足分は、毎年積立金を取り崩し、その他に、他団体より運営資金の借入れ、平成29年３月には、土地と建物を担保に銀行から借入れをしなければならない状況になっていました。しかし、平成29年４月の医療保険料改定で３～４年後には好転すると思われましたが、その矢先の補助金減額で、このままでは、医療費等の支払いが不能となり、銀行にも返済できなくなる見込みとなったものです。

今回の改定は、平成29年10月施行とし、平成31年３月までの18ヶ月間（１年半）で現時点の財源不足約６億円を補填するものです。平成31年４月以降は、補助金減額の単年度影響分の他に、積立金の法定必要額等を確保しましたら、次年度以降の財政状況を充分に見通した上で、保険料の値下げも含めて検討することにしております。

また、年々増加している後期高齢者支援金、医療費の動向など、懸念材料は山積しておりますが、組合員と家族のいのちと健康そして暮らしを守るという使命の下、持続可能な組合運営を目指して取り組んでいきます。

組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年10月１日からの保険料

◆組合員

組合員種別区分		①医療保険料	②後期高齢者支援金	保険料計（①＋②）
法人事業主（法人事業所の代表者）	法 人 A （50歳以上）	26,300円	7,200円	33,500円
	法 人 B （35歳～49歳）	25,900円	7,200円	33,100円
	法 人 C （34歳以下）	25,400円	7,200円	32,600円
第１種（個人事業主・一人親方等）	第１種A （50歳以上）	20,800円	5,900円	26,700円
	第１種B （35歳～49歳）	20,400円	5,900円	26,300円
	第１種C （34歳以下）	19,700円	5,900円	25,600円
第２種（従業員）	第 2 種 （35歳以上）	17,500円	4,900円	22,400円
第３種（従業員）	第 3 種 （34歳以下）	12,400円	3,800円	16,200円

◆家族

家族区分		医療保険料
0歳～ 3歳		2,000円
4歳～19歳		4,200円
20歳～34歳	（女性）	5,200円
	（男性）	8,700円
	（学生及び障害者）	4,200円
35歳～64歳	（女性）	5,500円
	（男性）	9,000円
	（学生及び障害者）	4,500円
65歳以上		4,200円

※年齢は、４月１日時点の年齢区分で１年間（４月～翌３月）算定します。
※家族５人を超える場合は、超える人数分の保険料が免除されます。（保険料額が安価な順序で免除）ただし、20歳～64歳の男性（学生・障害者を除く）は免除の対象外となります。
※別途、40歳～64歳の組合員及び家族については介護保険料（１人2,000円）が加算されます。

平成29年度第１回通常組合会を開催

平成29年７月25日（火）、平成29年度第１回通常組合会が開催され、次の議案が原案通り可決承認されました。

第１号議案　平成28年度歳入補正予算に関する専決処分の承認を求める件
第２号議案　平成28年度事業報告の認定を求める件
第３号議案　平成28年度歳入歳出決算の認定を求める件
第４号議案　平成28年度歳入歳出決算に伴う剰余金処分の認定を求める件
第５号議案　平成28年度国保会館特別会計歳入歳出決算の認定を求める件
第６号議案　規約の一部改正について議決を求める件
第７号議案　平成29年度歳入歳出補正予算の議決を求める件

組合会風景

表　　彰

平成29年度第１回通常組合会の席上において、次のとおり「優良支部表彰」が行われました。

組合員加入促進成績優良支部表彰

①35歳未満組合員６人～９人増　中田支部・六郷支部・名取支部・多賀城支部
〃　５人増　高砂支部
〃　４人増　長町２支部・利府支部
〃　３人増　通丁２支部
②組合員　５人～10人増　原町２支部・宮城支部

高砂支部

利府支部

平成28年度事業報告の概要

被保険者数の状況　（単位：人）

区分	組合員					家族	合計
	法人事業主	第１種	第２種	第３種	計		
28年度末	445	4,986	1,070	479	6,980	9,340	16,320
27年度末	426	5,051	1,036	489	7,002	9,556	16,558
増減数	19	△65	34	△10	△22	△216	△238

保険給付の状況　　（単位：件、円）

区　分	件　数	費用額	国保組合負担額
医　療　給　付	229,397	3,675,265,758	2,625,140,693
高 額 療 養 費	3,025	－	276,377,949
出産育児一時金	136	58,137,846	58,137,846
葬　　祭　　費	43	3,550,000	3,550,000
傷 病 手 当 金	307	47,936,000	47,936,000
出 産 手 当 金	0	0	0
合　計	232,908	3,784,889,604	3,011,142,488

上表の国保組合負担額を平均被保険者数で除した１人当たりの給付額は、年間183,741円（月15,312円）となり、これを国民健康保険料と比較すると、約1.37倍を給付したことになります。

平成28年度歳入歳出決算の概要

科目別決算額と構成比　　（単位：千円）

歳　入			
科　目		収入済額	構成比
1	国民健康保険料	2,205,085	44.7%
2	使用料及び手数料	0	0.0%
3	国 庫 支 出 金	2,219,317	44.9%
4	前期高齢者交付金	0	0.0%
5	県　支　出　金	0	0.0%
6	市　支　出　金	0	0.0%
7	共同事業交付金	80,992	1.6%
8	財　産　収　入	4,270	0.1%
9	繰　　入　　金	201,097	4.1%
10	借　　入　　金	200,000	4.0%
11	繰　　越　　金	4,873	0.1%
12	諸　　収　　入	22,527	0.5%
	合　　計	4,938,161	100.0%

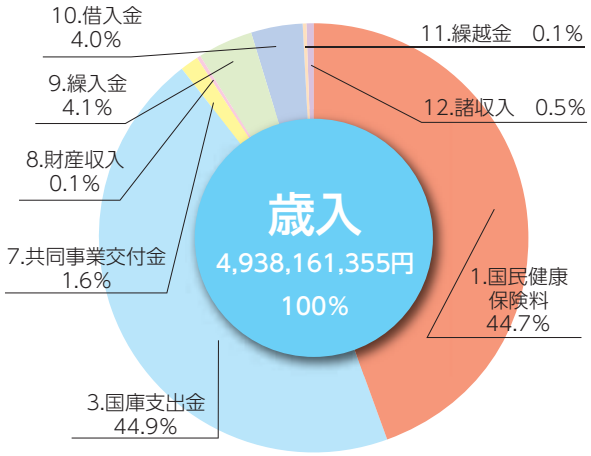

歳　出			
科　目		支出済額	構成比
1	組　合　会　費	1,437	0.0%
2	総　　務　　費	118,214	2.4%
3	保 険 給 付 費	3,020,837	61.5%
4	後期高齢者支援金等	915,077	18.6%
5	前期高齢者納付金等	57	0.0%
6	老人保健拠出金	21	0.0%
7	介 護 納 付 金	411,904	8.4%
8	共同事業拠出金	83,286	1.7%
9	保 健 事 業 費	90,039	1.8%
10	積　　立　　金	4,269	0.1%
11	公　　債　　費	0	0.0%
12	諸　支　出　金	257,656	5.3%
13	会館維持管理費	8,374	0.2%
14	予　　備　　費	0	0.0%
	合　　計	4,911,171	100.0%

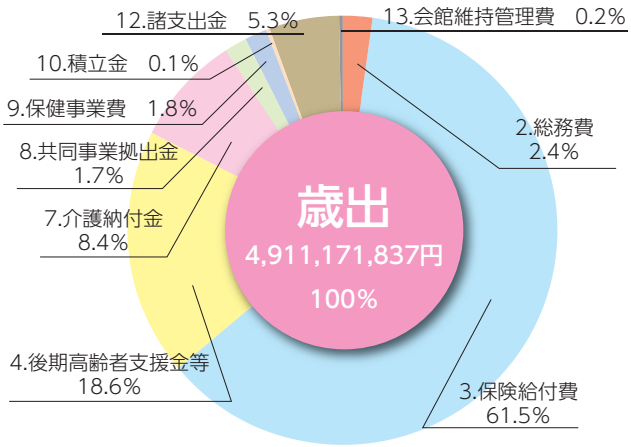

歳入から歳出を差し引いた平成28年度決算収支は、26,990千円の剰余金が出ておりますが、繰入金や繰越金等を加減した平成28年度の単年度実質収支は、121,448千円の赤字となっており、平成23年度以降依然として赤字状態が続いています。

その生活習慣 STOP!!

生活習慣を見直して メタボを解消しましょう

～たばこを吸っているとメタボになりやすい! 若いうちから禁煙に取り組もう～

たばこの煙には約200種類もの有害物質が含まれており、そのうちの約40種類が発がん物質です。

たばこを吸うと、血液中の善玉（HDL）コレステロールが減少したり、中性脂肪や血糖値が増加するため、メタボリックシンドロームになりやすいことがわかっています。

また、メタボリックシンドロームの人が喫煙を続けると、動脈硬化がさらに進み、いずれも該当しない人に比べて、約4～5倍、脳梗塞や心筋梗塞にかかりやすくなります。

宮建国保の現状は、男性の喫煙率は、どの年代も国や県と比べて高い割合となっており、特に40代～50代で高い喫煙率となっています。一方、女性も60代前半までは国や県と比べ高い割合となっています。

喫煙はメタボリックシンドローム以外にも様々な要因と重なることで、深刻な病気にかかりやすくなります。若い年代から禁煙に取り組み、メタボ予防、病気の重症化を防ぎましょう。

たばこ×脂質異常　喫煙をすると、血液中の善玉（HDL）コレステロールが減少したり、中性脂肪や悪玉（LDL）コレステロールが増加することがわかっています。喫煙と脂質異常が重なると、動脈硬化が進み、脳梗塞や心筋梗塞にかかりやすくなります。

たばこ×高血圧　喫煙と高血圧は日本人が命を落とす二大原因であることがわかっています。喫煙と高血圧症が重なると、いずれも該当しない人と比べて、約4倍、脳卒中や心臓病で命を落とす危険性が高まります。

たばこ×高血糖　喫煙をすると、血糖値が上昇したり、糖尿病に約1.4倍かかりやすくなります。その理由は、喫煙によって交感神経の緊張が高まって血糖値が上がることと、膵臓から分泌されるインスリンというホルモンの効き具合が悪くなるためです。また、喫煙と糖尿病が重なると、喫煙しない場合と比べて、動脈硬化がさらに進んで、約1.5～3倍、脳梗塞や心筋梗塞で命を落としやすくなります。さらに、腎臓の機能もより低下しやすいことが報告されています。

喫煙率　宮建国保　国　県

※平成27年度　宮建国保特定健診「質問票」より

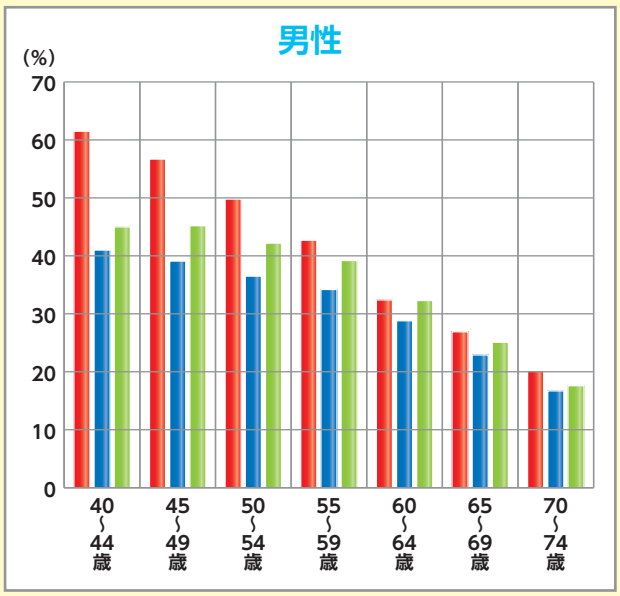

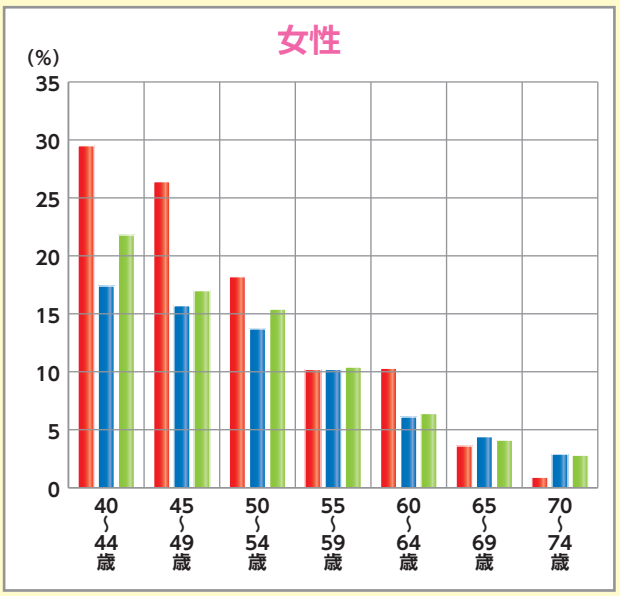

平成28年度　特定健診受診率（速報値）

平成28年度の宮建国保全体の特定健診（40歳以上対象）の受診率は48.95％でした。
今年度の目標受診率は70％としておりますので、病気の早期発見・早期治療、自身の健康管理のためにも必ず受診しましょう。

平成28年度　特定健診受診率（速報値）

区分／支部名	対象者数	受診者数	受診率	区分／支部名	対象者数	受診者数	受診率	区分／支部名	対象者数	受診者数	受診率
八幡３	126	49	38.89%	宮城	165	44	26.67%	七ヶ浜	147	73	49.66%
立町	65	23	35.38%	白石	332	188	56.63%	山元	108	62	57.41%
通丁１	77	41	53.25%	蔵王	120	59	49.17%	松島	98	50	51.02%
通丁２	128	59	46.09%	大河原	107	30	28.04%	川崎	127	70	55.12%
通丁３	102	27	26.47%	柴田	181	58	32.04%	村田	98	46	46.94%
通丁４	121	66	54.55%	角田	181	93	51.38%	栗原	326	175	53.68%
東六３	176	88	50.00%	丸森	117	57	48.72%	黒川	160	80	50.00%
原町１	123	47	38.21%	亘理	217	103	47.47%	涌谷	90	48	53.33%
原町２	72	27	37.50%	名取	261	108	41.38%	大郷	112	51	45.54%
連坊	97	36	37.11%	岩沼	176	95	53.98%	石巻北	223	163	73.09%
南小泉１	62	35	56.45%	塩釜	294	143	48.64%	石巻	839	340	40.52%
南小泉３	90	48	53.33%	多賀城	178	69	38.76%	鹿島台	168	96	57.14%
長町１	60	26	43.33%	七北田	67	46	68.66%	桃生	69	37	53.62%
長町２	55	27	49.09%	泉	68	42	61.76%	登米	262	143	54.58%
中田	142	74	52.11%	利府	144	72	50.00%	小牛田	20	12	60.00%
高砂	101	30	29.70%	大崎	467	268	57.39%	板金	120	86	71.67%
岩切	103	39	37.86%	気仙沼	243	148	60.91%	事務局	6	6	100.00%
生出	92	38	41.30%	気仙沼南	85	56	65.88%				
七郷	104	62	59.62%	南三陸	93	49	52.69%				
六郷	99	41	41.41%	東松島	204	94	46.08%	合計	8,668	4,243	48.95%

高齢受給者証の交付手続きはお済みですか

毎年８月は、高齢受給者証の更新時期です。高齢受給者証の交付を受けるには、住所地の市区町村で発行する**「平成29年度（平成28年所得分）課税所得（非課税）証明書」**を本組合へご提出いただくことになります。
証明書を提出いただかないと、高齢受給者証を発行することができませんので、未提出の方は、早急に提出願います。（詳しくは、６月に対象者に送付している文書でご確認下さい。）
※ご提出いただく証明書の名称は、市区町村により異なります。また、所得額・控除額・税額の全てが記載されたものが必要になります。

●更新者【昭和17年８月２日～昭和22年７月１日生まれの方】

・証明書を既に提出済の方には、７月下旬にご自宅宛に新しい高齢受給者証を送付しておりますので、内容を確認のうえ、８月１日からご使用願います。

●新規該当者【昭和22年７月２日～昭和23年７月１日生まれの方】

・70歳を迎えた誕生月の翌月（１日生は誕生月）から、医療機関で受診する際には、「高齢受給者証」が必要になります。
・高齢受給者証は、**70歳を迎えた誕生月の下旬（１日生は前月末）**にご自宅宛に送付いたします。

●高齢受給者証の有効期限について

・有効期限は７月31日までですが、途中で75歳になる方については誕生日の前日までとなります。また、組合員が75歳になる場合、家族の方の有効期限は組合員の誕生日までとなります。

限度額適用認定証の交付手続きについて（様式21号）

限度額適用認定証とは、70歳未満の方が、同一医療機関での入院又は外来診療の１ヶ月の窓口負担が高額になる際に、事前に医療機関へ提示するもので、これにより窓口負担が減額されます。

なお、70歳以上の方は被保険者全員が非課税の場合のみ手続きが必要になります。

●申請方法

市区町村で発行する被保険者全員分の「平成29年度（平成28年所得分）課税所得（非課税）証明書」を添付の上、所属支部を経て宮建国保に申請願います。（平成29年８月～平成30年７月診療対象）

※証明書は、市区町村により名称が異なります。また、所得額・控除額・税額の全てが記載されたものが必要になります。

●限度額適用認定証の発行日について

限度額適用認定証の有効期限は、**申請手続きをした月の１日**からとなり、入院等をした月の翌月になってから手続きをした場合、前月に遡って発行することはできません。

なお、発行前に支払った医療費（保険外診療の負担分や食事負担額を除く）が自己負担限度額を超えた場合は、「高額療養費支給申請（様式12号）」を行い、自己負担限度額を超えた分の金額の支給を受けることになります。

高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度の改定により、平成29年８月から70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になりました。

なお、70歳以上で低所得の方、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

70歳以上

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">所得区分</td><td colspan="2">平成29年７月診療分まで</td><td colspan="2">平成29年８月～30年７月診療分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">１ヶ月の自己負担限度額</td><td colspan="2">１ヶ月の自己負担限度額</td></tr>
<tr><td>外来
（個人単位）</td><td>外来＋入院
（世帯単位）</td><td>外来
（個人単位）</td><td>外来＋入院
（世帯単位）</td></tr>
<tr><td colspan="2">現役並み所得者
（３割）</td><td>44,400円</td><td>80,100+
（総医療費－267,000）×１％
<多数回該当：44,400円></td><td>57,600円</td><td>80,100+
（総医療費－267,000）×１％
<多数回該当：44,400円></td></tr>
<tr><td colspan="2">一　　般
（2割もしくは1割）</td><td>12,000円</td><td>44,400円</td><td>14,000円
（年間14.4万円上限）</td><td>57,600円
<多数回該当：44,400円></td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得
（住民税
非課税世帯）</td><td>Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>15,000円</td><td>15,000円</td></tr>
</table>

※＜　＞内は、過去１年間に４回以上高額療養費を受けた場合、４回目以降の自己負担限度額です。

※年間上限の年間とは、８月から翌年７月までの１年間となります。

「新規加入届」及び「家族の取得届」の際に マイナンバーの提出にご協力をお願いします。

国保組合は、平成29年1月1日時点及びそれ以降に加入する被保険者（組合員・家族）のマイナンバーを取得し、登録する必要があります。

マイナンバーの提出にあわせて、マイナンバーが**本人のものであることを確認するために本人確認（マイナンバー確認と身元確認）が必要です。**　※手続きは支部で行います。

本人確認の目的

・なりすまし、虚偽又は不正な届出等の防止　・個人情報の保護（情報漏えいの防止）

◆マイナンバー確認とは・・・

提出されたマイナンバーが正しいかどうか窓口で確認するために必要です。

◆身元確認とは・・・

マイナンバーの正しい持ち主であることを確認するために必要です。

組合員の代理で家族（当組合の被保険者）が手続きを行う場合は、組合員の家族であることを確認するため、下図の他に保険証の提示が必要となります。（保険証が手元になければ委任状（様式Ｂ）を提出）

また、家族（当組合の被保険者以外）または事業主等が、組合員の代理で手続きを行う場合は、組合員が記入した委任状（様式Ｂ）と代理人の身元確認が必要となります。

「新規加入届」及び「家族の取得届」の際に、次の方法によりマイナンバーを取得させていただきます。

取得方法		①マイナンバー確認 ＋ ②組合員等の身元確認	
方法1	マイナンバーカード	マイナンバーカード （裏面） （表面）	マイナンバーカードは、表面に顔写真、裏面にマイナンバーが記載されているため、身元の確認も同時に行うことができます。
取得方法		**①マイナンバー確認**	**②組合員等の身元確認**
方法2	通知カード 又は 住民票（マイナンバー付） ＋ 写真付き身分証明1点	通知カード または 住民票（マイナンバー付） 	＋ ■参考例 運転免許証　パスポート（旅券） または 等
方法3	通知カード 又は 住民票（マイナンバー付） ＋ 写真なし身分証明2点		■組み合わせ例 保険証　年金手帳 ＋ 等

当初お知らせしていた内容では、平成29年7月から情報連携が始まり、届出・申請時にマイナンバーの提出があれば、住民票等の提出が省略される予定でしたが、平成29年7月から数ヶ月間試験的に情報連携を行うことが国で決定されました。試験期間中は添付書類の省略が出来ないため、従来通りの添付書類の提出をお願い致します。

なお、情報連携の本格運用が開始される時期は現在未定のため、詳細が明らかになり次第、随時お知らせ致します。

交通事故などの第三者行為の被害に遭ったとき

交通事故など、第三者の加害行為によるケガなどの治療費用は、本来、加害者が負担すべきものです。
ただし、加害者がすぐに損害賠償に応じてくれなかった場合など、宮建国保に届出することで、いったん宮建国保の保険給付を受けることができます。

◆第三者による行為についての事例◆

- 交通事故
- 交通事故以外の接触事故
- 落下物等でのケガ
- ケンカや暴力行為
- 他人の所有する動物に危害を加えられた場合
- 購入食品や飲食店での食中毒

必ず宮建国保にご連絡下さい！！

交通事故などの第三者行為によるケガで保険証を使用する場合、届出に必要な下記の書類を送付致しますので、必ず宮建国保に連絡して下さい。

【必要書類】

①第三者の行為による被害届
②事故発生状況報告書
③第三者行為基本調査書
④念書
⑤誓約書
⑥交通事故証明書（原本）及び人身事故証明書入手不能理由書
（※人身事故証明書入手不能理由書は、交通事故証明書で「物件事故」扱いの場合）

出産育児一時金の受給方法について

出産育児一時金の主な受給方法は次のとおりです。

直接支払制度を利用	直接支払制度を利用しない	受取代理制度
●被保険者証を医療機関等に提示 ●医療機関の窓口にて、申請・受取に係る代理契約を締結する ↓ 出産 ↓ 当該医療機関等から審査支払機関を経て当組合に請求が来る ＊出産費用が42万円を下回った場合、宮建国保へ**差額**の申請を行う **必要書類** ①様式15号　出産育児一時金支給申請書 ②医療機関等から交付された代理契約に関する文書（写し） ③医療機関等から交付された費用の内訳が記載された領収・明細書（写し） ※様式15号申請書内の『分べんの事実の証明』は必要ありません	●医療機関の窓口にて、直接支払制度を利用することに「合意しない」旨の契約を締結 ↓ 出産 ↓ 退院時に医療機関等の窓口にて、出産費用を全額支払う ↓ 宮建国保へ出産育児一時金の支給申請を行う **必要書類** ①様式15号　出産育児一時金支給申請書 ※様式15号申請書内の『分べんの事実の証明』欄に医師又は助産師の証明が必要 ②医療機関等から交付された代理契約に関する文書（写し） ③医療機関等から交付された出産費用の領収・明細書（写し） ↓ 月末〆審査　⇒　翌月支給	（出産予定まで２ヶ月以内） ●支部にある「様式15-2号」に必要事項を記載（※医療機関等による記名・捺印等が必要） ↓ **「様式15-2号」を宮建国保へ提出** ↓ 出産 ↓ 退院時、出産育児一時金（上限42万円）を差引いた額を支払う ↓ 医療機関等から当組合へ請求が来る ＊出産費用が42万円を下回った場合、差額を組合員へ支給（※宮建国保への申請不要） ↓ 月末〆審査　⇒　翌月支給 **受取代理指定医療機関** ・新富谷S･Sレディースクリニック（富谷市） ・桂高森S･Sレディースクリニック（仙台市泉区） ・五十嵐産婦人科医院（仙台市青葉区）

適用除外承認を受けて加入した宮建国保(建設国保)は「適切な保険」であり、改めて協会けんぽに入る必要はありません

4月号にも掲載しましたが、平成29年4月から社会保険加入指導が強化されたことに伴い、現場担当者の誤った認識により、建設国保の組合員について「現場入場を拒否される」、「協会けんぽへの加入指導があった(建設国保からの変更)」といった報告が増えています。

現場担当者の誤った指導の一例

- 個人事業所（常時労働者5人未満）に対して、協会けんぽへの加入を求める
- 適用除外を受けている事業所に対して、協会けんぽへの加入を求める
- 一人親方に法人成りを強要する

Q 私たちが入るべき「適切な保険」って?

A 事業所規模や就労形態(雇用又は請負)によって入るべき保険(雇用、医療、年金)が異なります。

国交省策定・社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにおける「適切な保険」一覧表

所属する事務所		就労形態	労働保険	社会保険		下請けガイドラインにおける「適切な保険」の範囲
事務所の形態	常用労働者数		❶雇用保険	❷医療保険(いずれかに加入)	❸年金保険	
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・年金事務所で適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入している(建設国保等)	厚生年金	3保険 ❶雇用保険 ❷医療保険 ❸厚生年金保険
法人	——	役員等	——	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・年金事務所で適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入している(建設国保等)	厚生年金	❷医療保険 ❸厚生年金保険
個人	5人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・年金事務所で適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入している(建設国保等)	厚生年金	3保険 ❶雇用保険 ❷医療保険 ❸厚生年金保険
個人	1~4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	❶雇用保険 (❷医療保険と❸年金保険は個人で加入する)
個人	——	事業主 一人親方	——	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	❷医療保険と❸年金保険は個人で加入(一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)

事業主に従業員を加入させる義務があるもの　　個人で加入

◆建設国保に加入されている方は…

- 法人事業所及び常時5人以上の従業員がいる個人事業所に雇用されている方の場合、健保適用除外承認を受けて建設国保に加入し、雇用保険、厚生年金に加入していれば、従来どおり現場入場可能です。
- 個人事業主(常用労働者5人未満)に雇用されている常用労働者の場合、雇用保険は事業主の義務により加入、建設国保と国民年金は個人での加入となります。
- 個人事業所の事業主・一人親方は建設国保と国民年金を個人で加入します。

※一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る

TOPICS トピックス

事業所の形態が変わったときは手続きが必要です

法人事業所を設立したり、個人事業所で５人以上の従業員を常時雇用することになった場合、社会保険と厚生年金に加入することが義務付けられているため、**適用除外を受けて宮建国保に残るか、協会けんぽに加入するか**を選ばなくてはなりません。

適用除外とは…

株式会社など、すべての法人事業所および従業員５人以上の個人事業所は、法令により健康保険と厚生年金保険が強制適用となります。そのため、法人の代表者、役員、従業員および従業員５人以上の個人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金保険に加入しなければなりません。

ただし、年金事務所の承認を受けて健康保険の適用を外してもらい、厚生年金保険に加入することで、国民健康保険組合に残ることができます。これを「健康保険被保険者適用除外承認」といいます。

健康保険の適用除外承認申請は、事実の発生日から14日以内、厚生年金保険の資格取得届は５日以内に届出なければなりません。

健康保険と厚生年金の手続きを一緒にする場合は、年金事務所へ５日以内に届出なければならず、手続きが遅れると、遅れた理由を書面で年金事務所に提出することになり、理由によっては適用除外が承認されずに宮建国保の継続加入が出来なくなる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

資格喪失後に宮建国保の保険証を使っていませんか？

宮建国保を資格喪失してから、医療機関で宮建国保の保険証を使用した場合は、宮建国保が負担した医療費７割（または８割、９割）は**資格喪失手続きからおよそ３ヶ月後に宮建国保から組合員に返還請求します。**

こんなケースに該当していませんか…

- ●会社に就職して社会保険に加入することになったが、新しい保険証が届いていないなどの理由で、宮建国保の保険証を使っていた
- ●組合員と住所が離れていたため家族が遡って資格喪失し、その間に宮建国保の保険証を使っていた
- ●法人事業所の従業員など（適用除外を受けて加入していた組合員とその家族）が、退職日の翌日まで遡って資格を喪失し、その間に宮建国保の保険証を使っていた

被保険者証の更新について

10月１日に新しい被保険者証に切り替わります。

被保険者証の記載事項に変更がある場合（住所変更等）は、事前に変更手続きをお願いします。

また、社会保険等の他の健康保険に加入した、別世帯（転出等）になったなど、家族の中で異動がある場合は、宮建国保の資格喪失手続きが必要となり、被保険者証をご返却いただくようになりますので、早めの手続きをお願いします。

10月１日からご使用いただく被保険者証は、９月下旬に所属支部を経て交付されますので、新しい被保険者証が交付されましたら、記載事項に誤りがないかご確認願います。

支部からのお便り

～石巻北支部～

Letter24

県東部に位置する石巻市は、平成17年の広域合併により旧石巻市と隣接６町が合併し新石巻市となりました。市のほぼ中央を北上川が南北に横断し、当支部のエリアである旧河北町・雄勝町・北上町は、北上川左岸東部に位置し漁業や養殖業が盛んで、若布、昆布、ホタテが名産品としてあげられます。また、北上川下流部追波川護岸では茅葺屋根に用いられる葦が群生し、河口では良質のしじみが獲れていました。しかし、６年半前の東日本大震災により地域産業は甚大な被害を受け、また組合員の多くが被災、本人、家族など多くの尊い命が犠牲となりました。犠牲になられた方々に心からお見舞い申し上げますと共に震災直後から、ご支援を賜りました全国の仲間に感謝申し上げます。

そうした激動の中、当時の役員が中心となり河北・雄勝・北上支部とそれぞれに活動していた組織を建築組合と共に合併の協議を進め、平成25年12月に合併、石巻北支部としてスタートしました。現在は組合員137名が所属しています。合併後も旧支部活動から続く人間ドックの実施、健康教室を開催しています。従来から組合員の健康への意識が高く、毎年実施する人間ドックには家族も含め170名余が受診しています。また、身近な内容をテーマにした健康教室や健康増進のため開催される仙北東地区スポーツ大会にも多くの組合員が積極的に参加しています。

震災から６年半、地域の復興はまだ道半ばですが、地域・組合発展のため建設業に従事する仲間と共に頑張っていきますので今後共よろしくお願い致します。

医療機関の適正受診にご協力ください

・休日や夜間の診療は控えましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。

・重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することで医療費を増やしてしまうだけではなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配がありますので、はしご受診は控えましょう。

・かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけ医に相談しましょう。

・ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ成分で同じ効果があり、価格も安く済みますので、医療費の節約につながります。医師や薬剤師に利用について相談しましょう。

・宮城県こども夜間安心コールをご利用ください

夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、宮城県こども夜間安心コール（＃8000）の利用を考えましょう。毎日、午後７時から翌朝午前８時まで相談することが可能です。

宮城県建設業国民健康保険組合　〒983-0862　仙台市宮城野区二十人町301番地の3　電話 022-792-7051　FAX 022-792-7052
URL http://www.miyaken-kokuho.com/　印刷 株式会社 阿部紙工